

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所介護相当サービス）
重要事項説明書

特定非営利活動法人 スリーアール静岡
デイサービスセンター いなほ

〒422-8034 静岡市駿河区高松1丁目12番10号
TEL 054-238-6661
FAX 054-238-4017

重要事項説明書

『第1号通所事業（通所介護相当サービス）』

厚生労働省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業所の第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供に関し、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

法人名称	特定非営利活動法人 スリーアール静岡
法人所在地	静岡市駿河区高松1丁目12番10号
代表者名	理事長 天野 さつき
電話番号	054-238-6661

2 ご利用事業所

事業所名	デイサービスセンター いなほ
所在地	静岡市駿河区高松1丁目12番10号
管理者	青山 大輔
電話番号	054-238-6661
指定年月日及び 番号	平成15年3月31日 2274200019
事業者が行なっている他の事業	介護保険法 ・グループホーム いなほ（認知症対応型共同生活介護） ・ケアプラン いなほ（居宅介護支援） 障害者総合支援法 ・放課後等デイサービス ほっぷ（放課後等デイサービス） ・グループホーム ステップ（共同生活援助） ・就労支援ねっとわーく じゃんぷ（就労継続B型支援）

3 事業の目的と運営方針

目的 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の適正な運営を確保する
為に人員及び運営に関する事項を定め、要支援状態または事業対象
者に対し、適正な第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供
する事を目的とします。

運営方針 1. 利用者の混乱や不安感を解消し、あらゆる面で安心と自尊心を

取り戻せるケアをすること。

2. 常にひとりひとりの力と可能性を信じて接すること。
3. ご家族の方の気持ちにより添い、利用者との良い関係づくりに協力すること。
4. 地域の方との関係を大切に、地域の中での普通の暮らしを目指すこと。

4 職員の配置状況

管理者	1名（常勤で兼務）
生活相談員	2名以上（常勤で兼務）
介護職員	8名以上（常勤で専従、常勤で兼務、非常勤で専従を含む）
看護職員及び機能訓練指導員	3名以上（非常勤で兼務）

5 利用定員

第1号通所事業（通所介護相当サービス） 18名

6 営業日及び営業時間

振替休日を含む月曜日～土曜日の午前9時20分から午後4時30分

※ただし国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始は除く

7 実施区域

通常の実施区域は、静岡市（旧静岡市で山間部を除く地域）

8 事業の内容

通所介護計画を作成し、その介護計画に基づいた援助を行ないます。

9 利用料金等

（各単位に10.27を掛けた額の1割又は2割又は3割が請求額となります。）

1. 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

要支援 1	1655単位／月（1699円）
要支援 2	3393単位／月（3484円）

サービス提供体制強化加算Ⅱ	48単位 96単位	一月につき、要支援1の方は48単位、要支援2の方は96単位加算して計算します。
科学的介護推進体制加算	40単位	ひとつきあたり40単位
介護職員等处遇改善加算Ⅱ	9.0%	合計利用単位数に9.0%を乗じて計算します。

2. 介護保険給付外のご利用の場合は、全額自己負担となりますので10割全てを請求額とさせていただきます。
3. その他の費用（介護保険の給付対象とならないサービス）
 - ① 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合。
 - ② 食費（¥600）
 - ③ おむつ代（パンツ¥100、パット¥20）
 - ④ 連絡帳ファイル代（ファイル代¥100）
 - ⑤ その他日常生活において必要となる費用。
4. 前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。
5. 利用者がまだ介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の金額を一旦お支払い頂き、介護認定を受けた後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いをお願いします。また、介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
6. 利用料金のお支払方法
前記の料金・費用は、月ごとの精算とし「銀行等口座引落」とさせていただきます。
- 10 利用の中止・変更・追加
 1. 利用予定日の前に、利用者の都合により第1号通所事業（通所介護相当サービス）サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに、原則プランの原案を作成している介護支援専門員を通して事業者に出してください。
尚、介護保険外で第1号通所事業（通所介護相当サービス）を利用している場合は、直接事業者に出してください。
 2. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供がない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 11 第1号通所事業者（通所介護相当サービス）は、事業を実施中に利用者の病状に急変やその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び家族に連絡するものとします。
- 12 福祉サービス第三者評価事業（実施の有無）
無し

1 3 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

非常時の対応	別途定める「消防計画」「防災計画」により対応します。
防火管理者	天野 孝充
防災訓練	年2回防災訓練を実施します。
防災設備	自動火災通報装置、非常時通報装置、消火栓、消火器など

1 4 高齢者虐待の防止

ご利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 青山 大輔
-------------	-----------

(2) 研修などを通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 5 第1号通所事業（通所介護相当サービス）事業所に対する苦情

当事業所の提供しているサービスについての苦情やご相談を承ります。サービスの内容に関すること、ご利用料金に関することなどお気軽にご相談ください。

1. 当事業所

受付窓口担当 管理者 青山 大輔
受付日時 毎月曜日～土曜日の午前8時00分～午後5時30分
受付方法 電話 054-238-6661
FAX 054-238-4017
面接 来所または訪問の際

2. その他苦情申立機関

①静岡市役所介護保険課

連絡先 電話 054-221-1377

②国民健康保険団体連合会

連絡先 電話 054-253-5590

令和 年 月 日

(事業者)

当事業所の第1号通所事業（通所介護相当サービス）サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡市駿河区高松1丁目12番10号

名称 特定非営利活動法人 スリーアール静岡
デイサービスセンター いなほ

説明者 青山 大輔 印

(利用者)

この説明書により、貴事業所の第1号通所事業（通所介護相当サービス）についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印